

# **市町村子ども家庭相談対応 マニュアル（概要版）**

（要保護児童対策地域協議会構成機関用）

－ 令和 3 年 9 月 －

**高知県中央児童相談所**

**高知県幡多児童相談所**

## 【目次】

第1章	子どもの権利擁護と倫理	1
1	子どもの権利	
2	子ども家庭福祉に関する法令及び制度	
第2章	子ども虐待対応	2
1	子ども虐待の定義	
2	子ども虐待としつけの違い	
3	子ども虐待の程度と対応	
第3章	要保護児童対策地域協議会	7
1	要保護児童対策地域協議会とは	
2	要保護児童対策地域協議会の意義	
3	要保護児童対策地域協議会の運営	
4	要保護児童対策地域協議会の構造と業務	
5	要保護児童対策調整機関と調整担当	
6	関係機関の特徴と役割	
第4章	子ども家庭相談体制	16
第1節	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	17
1	子ども家庭相談における市町村の役割	
2	子ども家庭相談の種別及び主な内容	
3	子ども家庭相談・通告対応の流れ	
第2節	子ども家庭総合支援拠点の整備体制と業務	21
第3節	児童相談所の役割と連携	22
1	児童相談所の基本的機能	
2	児童相談所の権限と虐待対応における限界	
第5章	子ども虐待予防	24
第1節	子ども虐待の要因	24
第2節	虐待発生予防への取組	25
1	母子保健（子育て世代包括支援センター）の役割	
2	母子保健の役割と保健機関との連携	
3	母子健康保険手帳の交付	
4	妊娠期におけるソーシャルワーク	
5	乳幼児健診	
6	地域子ども・子育て支援事業	
7	要支援家庭を発見した場合の連携（母子保健担当部署の動き）	
8	要保護児童対策地域協議会を活用した連携（子ども家庭相談担当部署の動き）	
《資料》		
	○児童福祉法の主な改正	30
	○ジェノグラム	31

## 第1章 子どもの権利擁護と倫理

### 1 子どもの権利

子どもの権利は本来、人権と捉えるべきものであり、義務や子どもの責任能力とは無関係に擁護されなければなりません。子ども自らが自分の意志に従い自分を表現し、自分らしく生きる能動的存在としての立場を意識し、これを擁護していくという姿勢や取組が必要です。

平成元年、「児童の権利に関する条約（以下、「権利条約」という。）」が制定され、日本は平成6年に批准しています。

権利条約には、「締結国は、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる（第4条）。」とされています。

子ども家庭支援の在り方と関連して、以下の理解が重要です。

- ・子どもの権利は普遍的な人権の一つとして位置づけられている。
- ・子どもの権利は、大きく「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」にわたる。
- ・子どもの「最善の利益」が優先されるべきである。
- ・子どもの養育・発達に関する父母・法定保護者の一次的責任と、その責任を遂行するための公的支援の必要性
- ・家庭養育の原則

### 2 子ども家庭福祉に関する法令及び制度

#### 関係法律

「民法」、「少年法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」  
「児童買春、児童ポルノに関わる禁止行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」  
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

#### 関係通知

「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）－厚生労働省－  
「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」－厚生労働省－  
「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」－厚生労働省－  
「子ども虐待対応の手引き」－厚生労働省－

## 第2章 子ども虐待対応

### 子ども虐待とは

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

子ども虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されないことは言うまでもありません。

保護者の中には、自らの暴行や体罰などの行為をしつけであると主張する場合がありますが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり、不適切な行為です。

#### \*MEMO\* 『子ども虐待はどこ家庭でも起こりうる社会問題です』

子ども虐待は、新しい社会現象ではなく、いつの時代も身近な大人からの暴力に苦しむ子どもはいました。

子どもの人権に関する認識の欠如から、親が子どもを叩いたり罵ったりしても、それは「しつけ」であり「他人の家には口を出さない」ことや、子ども虐待は特別な問題を抱える家庭や、特別な親が引き起こす特殊な問題とされていた社会認識がありました。

近年の虐待による死亡事例の頻発、社会の子どもの人権に関する認識や、啓発活動等で、これまでは子ども虐待として把握されなかった面前DVなどの事例も、相談・通告が行われるようになりました。

### 1 子ども虐待の定義

子ども虐待は、児童虐待防止法第2条に、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定されています。

①身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

②性的虐待 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

③ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

④心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### \*POINT\*

- ・現実には、厳密に分類することは難しく、他の種別の虐待行為と重複していることが多くあります。
- ・一つのケースにネグレクトと身体的虐待があれば、子どもの生命に危険な状況の方を主として考え、主たる虐待の種別は身体的虐待、従たる虐待をネグレクトとしてケースを捉えた対応をしましょう。

【四つの行為類型の具体例】

虐待の種別	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打撲傷、あざ（内出血）、骨折</li> <li>・頭蓋内出血などの頭部外傷</li> <li>・内臓損傷</li> <li>・刺傷</li> <li>・たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為</li> <li>・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす。</li> <li>・激しく揺さぶる。</li> <li>・熱湯をかける、布団蒸しにする。</li> <li>・溺れさせる、逆さ吊りにする。</li> <li>・異物を飲ませる、食事を与えない。</li> <li>・戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為</li> <li>・意図的に子どもを病気にさせる。 等</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの性交、性的行為（教唆を含む。）</li> <li>・子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む。）</li> <li>・子どもに性器や性交を見せる。</li> <li>・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 等</li> </ul>
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど 例） ・重大な病気になっても病院に連れて行かない。 ・乳幼児を家に残したまま外出する。 保護者がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきです。</li> <li>・子どもの意思に反して学校等に登校させない。</li> <li>・子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。</li> <li>・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。</li> <li>・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢等例） ・適切な食事を与えない。 ・下着など長期間ひどく不潔なままにする。 ・極端に不潔な環境の中で生活をさせる。 等</li> <li>・子どもを遺棄したり、置き去りにしたりする。</li> <li>・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が身体虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為をしているにもかかわらず、それを放置する。 等</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉による脅かし、脅迫</li> <li>・子どもを無視するなど、拒否的な態度を示す。</li> <li>・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。</li> <li>・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。</li> <li>・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言</li> <li>・子どものきょうだいに、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為をする。 等</li> </ul>

## 2 子ども虐待としつけの違い

子ども虐待は保護者の意図の如何によらず、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきです。

しつけと虐待は、全く異なる次元のものです。子どもへの虐待の見極めをするときに、「虐待なのか、しつけなのか」の判断に迷うなど、「しつけ」と言い張る虐待者への対応に困るといったことがしばしば問題にされます。しかし、「しつけ」と「虐待」は1本の同じ線の延長上にあるものではなく、次元の違うものという理解が必要です。

本来、親から子どもへの関わりは、子どもの欲求・要求に基づくものですが、子ども虐待は、子どもではなく、親の欲求に基づいた関わりであると考えられます。

「しつけ」は、親が子どもの感情や思いを汲み取ることができていて、子どもの立場に立って行われているかを基準にして判断することが必要です。

児童虐待防止法第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」とされていますが、これは保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護すべき子どもに対して「何人も虐待をすることは許されない」ことを規定したものです。

同法第14条では、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」と規定され、同法第14条第2項では、「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」と明記されています。

### \*MEMO\* 【しつけか虐待かは、子どもの視点で判断するもの】

虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親は幾ら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていなくても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。

我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。

※「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）より

### 3 子ども虐待の程度と対応

子どもとの関わりについて、虐待により生命に危険がある最重度（特Aランク）から適切な関わり方ができているものまでを以下のように区分しています。

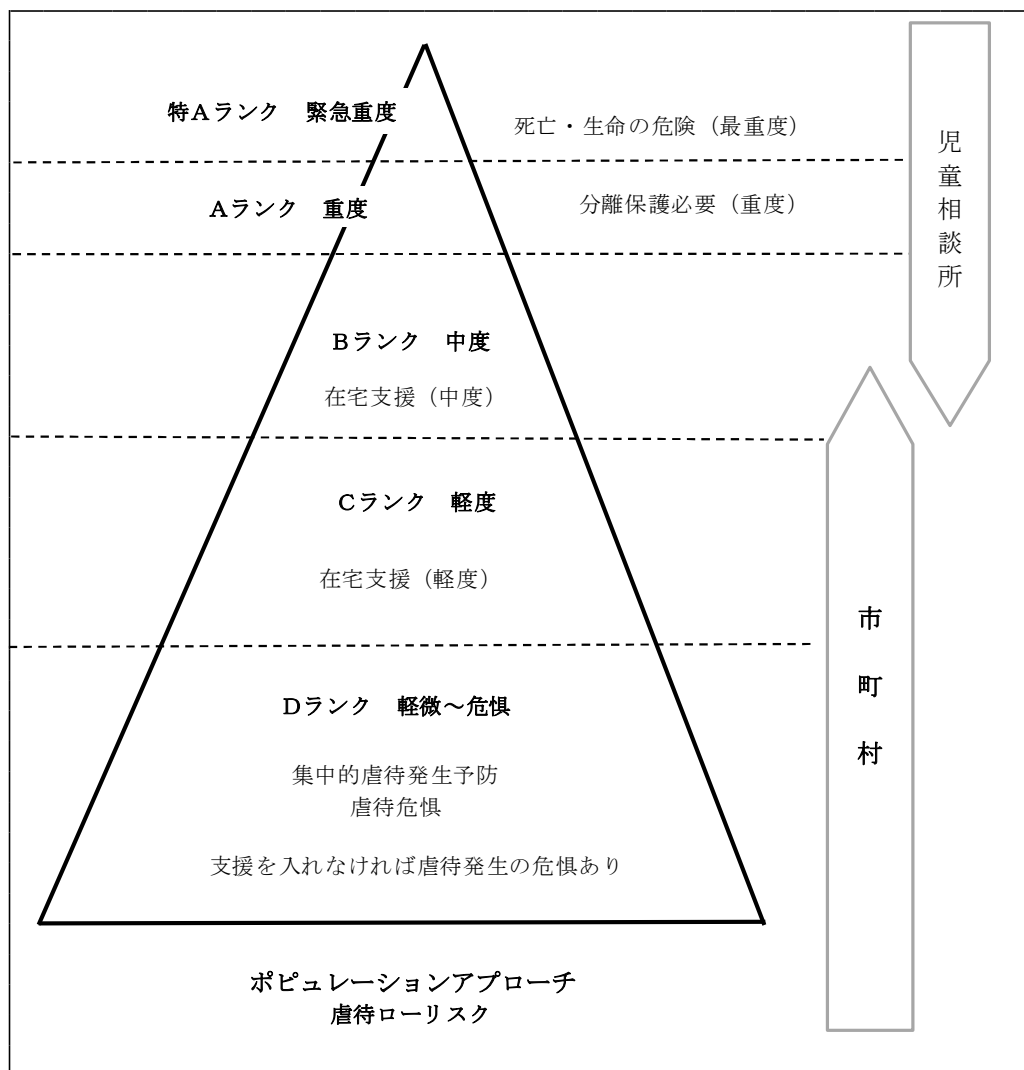
#### 児童虐待ケースのリスクランクと主担当機関

下の図は、児童虐待ケースを生命に危険のある最重度（特Aランク）から虐待ローリスクまでを区分したものです。虐待のランクは、重篤な順に特Aランク・Aランク・Bランク・Cランクになります。件数は、虐待のランクが上がっていくにしたがって少なくなります。

リスクの高いものは、専門的な支援を行う児童相談所が主担当機関となり、リスクの低いものは、身近な場所で継続的に支援を行う市町村が主担当機関となります。

高知県では、原則的に中度以上（リスクランクA・B）を児童相談所が担い、市町村は軽度以下（リスクランクC・D）を担うこととしています。なお、虐待のランクは、あくまでも目安であり、明確に線引きができるというものではありません。

児童虐待の程度は、家庭のおかかっている状況が変化すれば大きく変わることがあります。そのためには、情報共有によるリスクの把握や定期的な進行管理が必要になります。



# リスクアセスメント シート

(あくまでも補助的な指標なので、定期的な概況把握や「めやす」として用いること)

ケース番号	-	評価日	年 月 日	記入者					
児童氏名	男・女 ( 歳 ヶ月 )								
虐待の種類	(主◎ 副○) 身体・ネグレクト・心理・性的								
虐待者と 具体行為	虐待者	行為と頻度		アセスメント 評価					
虐待・傷の程度	摘 要 (以下に応じてチェック)				重度	中度	軽度	不明	
	重度=要治療、中度=慢性の症等、軽度=痕が残らない								
大項目	番号	小項目	摘 要 (以下があれば該当)		該当	やや	非該当	不明	
虐待態様	※1	虐待の継続	常習・何日も放置等 頻度が少ないのは「やや」		*				
	※2	虐待歴の有無	入院歴・施設歴・(早期の親子分離) 不審な説明は「やや」		*				
	※3	性的虐待	疑いでも該当		*	/			
通告元	※4	関係機関	警察・医療機関からの通告は該当		*	/			
子ども	5	身体的状態	(発達)障害・発育不全・アレルギー等 理由不明の腹痛等は「やや」		*				
	※6	精神状態	不安・うつ・攻撃的・暗い表情等 場合によりは「やや」		*				
	7	日常監護欠	監護なし 不潔・医療放置等。部分的なら「やや」		*				
	8	問題行動	暴力・盗み・家出・自傷・徘徊・怠学等 時々なら「やや」		*				
	※9	意思・気持ち	親を嫌う・おびえ・帰りがたがらない・アンビバレンツ等		*				
虐待親	※10	精神的状態	不安定・うつ・精神科通院服薬(疑いがある場合も)等		*				
	11	性格の問題	攻撃的・未熟・衝動的・偏り・依存等		*	/			
	※12	アルコール等	依存・薬物乱用の疑い等		*	/			
	13	被虐待歴	親の被虐待歴・施設入所歴・親に愛されなかった思い等		*	/			
養育態勢	14	子への感情	不安定・子ども嫌い・無関心・望まない妊娠・過干渉・依存		*				
	※15	虐待自覚	自覚なし・体罰容認等 親が過ぎたと認める場合「やや」		*				
	※16	養育能力	意欲なし・知的障害等 飲酒等で不適切な場合は「やや」		*				
	17	養育知識	知識不足・不適切な知識等 情報過多で過干渉は「やや」		*				
家族環境	※18	社会的支援	孤立的・親族の対立や過干渉等 非常時の支援は「やや」		*				
	※19	夫婦問題	夫婦不和・DV・家出・別居・未婚・(再婚・内縁)・中絶		*				
	20	経済問題	借金・生活苦・失業・転職・多子・計画的な欠如等		*	/			
	21	生活環境	ゴミ屋敷、ペット多頭飼育等不衛生・安全確保の配慮がない等		*				
支援者との関係	※22	協力態度	拒否・接触困難等。接触可だが非協力的な場合は「やや」		*				
	23	援助効果	調整・改善が期待できない等 時々効果がある場合「やや」		*				
守る人	※24	子を守る人	日常的にいない場合該当		*	/			
<b>各欄の該当点数</b>									
<b>&lt;リスクランク表&gt;</b>					<b>総点数</b>				
生命・重度	生命の危険がある。健康や成長に重大な影響を与える場合(可能性も含む)				該当 <b>12点</b> 以上 保護も視野に集中支援実施			<b>A</b>	
中度	重	治療を要しない外傷等。長期的には大きな課題が残ると危惧されるもので、外部からの介入がないと改善の見込みがないもの				該当 <b>7~11点</b> 具体的な在宅支援実施			<b>B</b>
	軽	暴力等が存在するが、一時的で一定の統制下にある場合							<b>C</b>
虐待危惧	「虐待しそう」などと訴える場合 近い将来虐待リスクが高まる心配があるもの				該当 <b>6点</b> 以下 虐待予防の支援実施			<b>D</b>	

### ＜使用の留意点＞ \*2回目以降の各項目チェックは前回からの変化を中心に把握する

- 1: 各項目の摘要欄を見て、「該当」「やや該当」「非該当」「不明」のいずれかにチェック(印)を入れる。
- 2: ※印番号の「該当」は2点 ※印なしの「該当」は1点、「やや該当」の点数も考慮し2か所で1点として計上。
- 3: 小項目2「虐待歴の有無」・4「関係機関」・13「被虐待歴」は初回チェック時のみ加点する。(2回目以降は加点しない)
- 4: 総点数による大まかなケースの重症度は<リスクランク表>のとおり (Aのなかには特Aも含む)。
- 5: 「虐待・傷の程度」では**0歳児～3歳児**はハイリスク対象として(頭部・顔部・頸部・性器・内臓への打撃等軽微でも重大な結果が生じやすい部位)考慮しランクを決定する。特に0歳児はワンランクアップのリスク管理。
- 6: 「不明」項目が8項目以上の場合には「評価保留」し調査実施。「不明」はリスクがあるという事を想定して対応。



### 第3章 要保護児童対策地域協議会

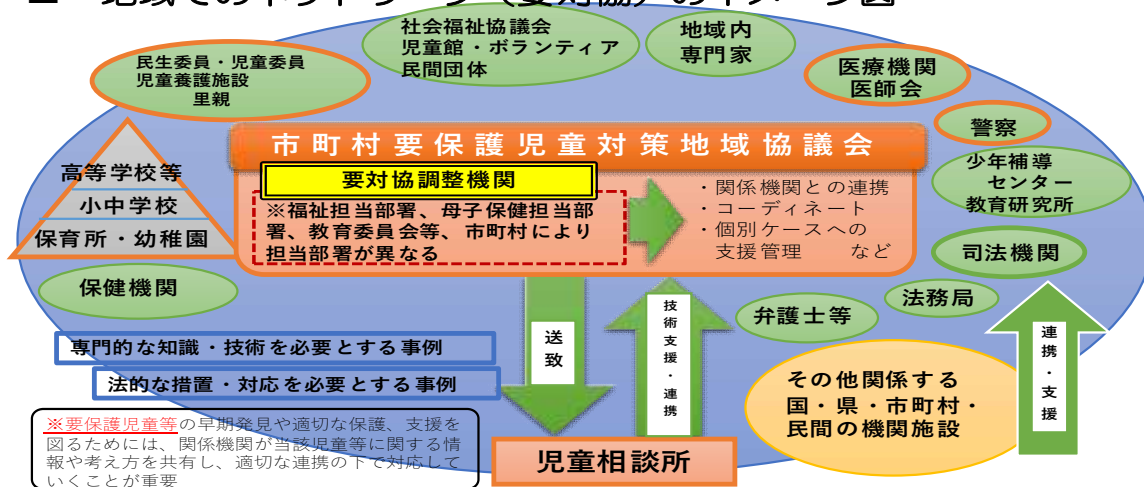
#### 1 要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応を図るためには、関係機関が当該児童に関する情報や支援についての考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが必要です。

要保護児童対策地域協議会（要対協）は、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うものです。

市町村の子ども家庭相談担当部署だけで、全ての支援対象児童等の支援を行っていくことは困難ですが、要対協を設置し地域の力を活用することにより、多くの関係機関が必要な支援を行えるようになります。

#### ■ 地域でのネットワーク（要対協）のイメージ図



- (1) 目的：支援対象児童等の適切な保護又は支援を図る。
- (2) 内容：支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために、必要な情報の交換を行う。  
支援の内容に関する協議を行う。

特 徴	
① 要対協が効果的に機能するために、調整機関が置かれている。 ② 要対協の構成メンバーに <u>守秘義務</u> が課せられている。 ③ 関係機関等に対し協力を求めることができる。	
支援対象児童等 (虐待を受けた子どもに限らず、非行児童等も含まれる。)	
要保護児童 児童福祉法 第6条の3第8項	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者のない児童</li> <li>保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者</li> <li>18歳以上20歳未満の施設入所等の措置が採られている措置延長者等とその保護者</li> </ul>
要支援児童 児童福祉法 第6条の3第5項	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童 (要保護児童に該当する者を除く) 及びその保護者</li> </ul>
特定妊婦 児童福祉法 第6条の3第5項	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦</li> </ul>

## 2 要保護児童対策地域協議会の意義

- (1) 早期発見・早期対応
  - ・定期的に関係者が顔を合わせ、気になる（軽微な）レベルでのケースの紹介をしあえます。
  - ・早期発見ができ、ケースが深刻化する前に対応ができます。
- (2) 関係機関の連携
  - ・関係機関等のメンバーが顔見知りになり、各機関がお互いの機能や特色を把握した上で対応することが可能になります。
  - ・多様な視点からの情報が得られることにより、客観的で多角的なケース検討、適切な役割分担、関係機関等の特色を生かした多様な援助が可能になります。
  - ・施設利用中の子どもについても、情報共有ができることで、帰省時の見守りや家庭引取りに向けての地域の体制づくりや家族への援助を行うことができます。
- (3) 構成メンバーの意識変化
  - ・1人がケースを抱え込むという危険性や過重な負担が生じるということがなくなり、問題を共有することができるようになります。
  - ・関係機関等が分担してケースに関わることで、各機関の限界や大変さを分かち合い、孤立感や不安感が減り、仲間としての連帯感が向上します。
  - ・支援対象児童等への認識が高まり、対応の温度差が解消され、援助の質が向上し、地域での対応が可能なケースが増加します。

## 3 要保護児童対策地域協議会の運営

- (1) 資料・情報の提供
    - ・児童福祉法第25条の3第1項  
「協議会は、前条第2項（協議会での情報交換、支援の内容の協議）に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認められるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」

協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対しても行うことができます。
    - ・児童福祉法第25条の3第2項  
「関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。」
  - (2) 個人情報保護との関係
    - ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第3条（個人情報の保有の制限等）  
「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」  
ただし、「法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合」は適用が除外される。
    - ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第8条（利用及び提供の制限）  
「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」  
ただし、「法令に基づく場合」は適用が除外される。

児童福祉法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するもので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に違反することにはなりません。
- \* 医師や公務員など、守秘義務が存在することから個人情報の提供に躊躇があった関係者にとっては、要対協内であれば、守秘義務に縛られることなく積極的な情報提供ができます。
- \* 民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等にとっては、要対協の構成員になることにより守秘義務を負うため、情報交換や連携が活発に行えます。

### (3) 守秘義務と資料・情報の提供

#### ・児童福祉法第25条の5（秘密保持）

「次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

- 一 国又は地方公共団体の機関：当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人：当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者：協議会を構成する者又はその職にあった者

#### ・児童福祉法第61条の3（罰則）

「第25条の5の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」

#### (注意点)

- 1 守秘義務は、構成員及び構成員であった者に課せられています。  
構成員の名簿は常に最新のものとし、過去の名簿も保存しておかなければなりません。
- 2 法人格を有さない任意団体からの参加の場合は、個人での参加になります。

### (4) ケースへの対応

各関係機関それぞれが、自らの役割に沿った主体的な対応をとることが必要です。

- ・子どもの所属機関（幼稚園や学校等）⇒ 子どもや場合によっては親への積極的な働きかけ
- ・子どもの所属以外の関係機関 ⇒ 役割を持ったケース関与
- ・要対協 ⇒ 個別ケース検討会議の開催を検討
- ・調整機関⇒ 状況に応じた連絡調整

#### \*POINT\*

調整機関に任せきりにせず、構成機関が担う役割をしっかりと認識し、活動していくことが大切です。調整機関のみでの対応には限界があります。

### 【連携における留意点1】

ケース対応に当たっては、関係機関の連携した援助活動が不可欠となります。連携とは、ケースを援助するに当たって、関係機関でチームを組み各関係機関の役割分担を明確にし、統一した援助目標に向かって、援助活動を展開することを言います。

以下に、相談援助活動における連携の留意点を示します。

- ・ ケースの主担当機関と支援関係機関を確認しておくこと
- ・ 支援方法と関係機関の役割を確認すること
- ・ 関係機関の役割、及びできることやその限界を知っておくこと
- ・ 関係機関の担当者を知ること
- ・ ケースに責任を持ち、他機関に任せきりにしないこと

#### 4 要保護児童対策地域協議会の構造と業務

##### 【要保護児童対策地域協議会の三層構造】

構成	構成員	目的・協議事項等
個別ケース 検討会議	支援対象児童等に 直接関わりを有し ている担当者 今後関わりを有す る可能性がある関 係機関等の担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断</li> <li>・支援対象児童等の状況の把握・問題点の確認</li> <li>・援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有</li> <li>・ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定</li> <li>・実際の支援、支援方法、支援スケジュール（支援プラン）の検討</li> <li>・次回会議（評価及び検討）の確認 等</li> </ul>
実務者会議	構成員のうち、 実際に活動する 実務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象児童等の実態把握・支援を行っているケースの総合的把握</li> <li>・全てのケースについての定期的な状況のフォロー等</li> <li>・主担当機関の確認</li> <li>・支援プランの見直しと共有</li> <li>・要保護児童対策を推進するための啓発活動</li> <li>・要対協の年間活動方針の策定、代表者会議への報告 等</li> </ul>
代表者会議	構成員の代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケース検討会議や実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、要対協の構成組織の代表者を招集して開催する会議（関係機関の円滑な連携を確保するために構成機関の代表者（責任者）に要対協の目的や活動内容を理解してもらう。）</li> </ul>

##### (1) 個別ケース検討会議の効果的な実施・運営

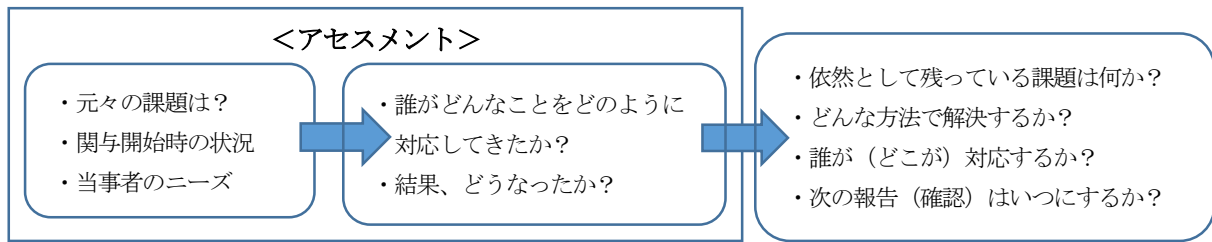
個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者によって、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催されるものです。（専門的な知識や技術に基づく所見や、一時保護等の対応が必要な場合には児童相談所の参加も求めます。）

関係者からの発議があれば必ず招集しなければならないということではありません。

しかし、調整機関が十分な根拠を示すことなく、「まだ早い」「特に必要ない」など言って会議を開催しないことがあってはなりません。

##### 【個別ケース検討会議・進行のポイント】

- ・守秘義務の確認は毎回行う。
- ・出席者の自己紹介も毎回行う。
- ・ケースの概要や取扱い経過の説明 必要に応じて関係機関からの説明を求める。
- ・協議事項
  - \* 事例に関する情報の共有 各機関が情報を補足するなどして情報を共有する。
  - \* 子どもや家庭の状況の整理
  - \* 問題となっている事項を明確にした上で問題発生の背景やメカニズムについて検討し、共通の認識を図る。
  - \* 当事者や関係者が、生じている課題や問題にどのように対処してきたかを確認する。
  - \* 今後発生する可能性がある危険を踏まえ「今何が必要か」、「何ができるのか」を協議する。
  - \* 今後の対応方法の検討 緊急性の判断、支援方針、役割分担
  - \* 次回の会議実施予定時期の決定及び主担当機関の決定
- ・決定事項の確認
  - \* 決定事項を会議終了直前に全員で確認する。
- ・協議結果は、確認や合意された内容を記録して共有する。



**\*POINT\***

- 主担当機関 : 全体の進行管理の責任主体となる機関（児童相談所又は市町村）  
 主たる支援機関 : 支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う機関

(2) 実務者会議の効果的な実施・運営

実務者会議は、これまで関わった機関以外からの情報提供・支援を求める場でもありますが、個別ケース検討会議と同じにならないように注意してください。

**【実務者会議・進行のポイント】**

- ・ 守秘義務の確認は毎回行う。
- ・ 出席者の自己紹介も毎回行う。
- ・ 調整機関の中で、司会進行役とケース説明者の役割分担を明確にする。
- ・ 支援プランの共有と見直しを行う。
- ・ 調整機関が個別ケースごとに現況等を説明する。
- ・ 関係機関から補足説明を求める。
- ・ 出席者からの新たな情報や質問を求める。

(3) 代表者会議の効果的な実施・運営

要対協が円滑に運営されることを目的に構成機関の代表者に会の設置目的や活動等を知ってもらうための会議です。個別ケース検討会議や実務者会議を開催・運営するためには、代表者の要対協の活動への理解が不可欠です。代表者が顔合わせをすることや各機関の活動内容を理解することで、関係機関の連携が深まることが期待できます。

また、担当者レベルで人事異動があった場合においても、責任者の理解があれば、活動の継続性が保たれ、支援の低下を抑えることが可能です。

**【代表者会議のポイント】**

- ・ 出席者の自己紹介を行う。
- ・ 代表者に要対協の設置目的や役割を知ってもらうため、設置要綱を配布する。
- ・ 守秘義務の確認を行う。
- ・ 調整機関の活動内容等の説明が中心になりますが、構成機関の役割や取組状況を知ってもらうことも連携を深めることとなります。

**(説明項目の例)**

- ・ 要対協の設置目的や役割、守秘義務、支援対象児童等
- ・ 昨年度の活動状況の報告、今年度の年間計画
- ・ 市町村の広報活動や相談窓口、夜間休日対応電話番号
- ・ 市町村の相談（虐待通告）対応のフロー
- ・ 構成機関の役割や取組状況 等

※代表者会議の招集は、調整機関の長が招集するとし、会長を定めていない協議会もあります。

※代表者会議では、個別ケースに関する協議は行いません。

(会議時間の目安は、1時間程度です。)

## 5 要保護児童対策調整機関と調整担当者

要保護児童対策地域協議会には、関係機関の役割分担や連携に関する調整を行うなど、運営の中核となって業務を担う要保護児童対策調整機関（以下、「調整機関」という。）が置かれています。

調整機関には、関係機関・関係者と信頼関係を育み、コーディネートし、ネットワークを構築できるマネジメント力が求められます。

その内容を具体的に挙げれば、以下の三つになります。

- ① 法的な仕組みや各機関の役割と限界を理解できている。
- ② 個別ケースについてのリスクアセスメントや援助計画の作成ができる。
- ③ その内容を適切に説明し良好な関係のもとで協働を進めるコミュニケーション力がある。

### (1) 調整機関の役割と機能

事務の総括	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 協議事項や参加機関の決定等の要対協に向けた準備</li><li>・ 要対協の議事運営</li><li>・ 要対協の議事録の作成、資料の保管等</li><li>・ 個別ケースの記録の管理</li></ul>
進行管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係機関等による支援の実施状況の把握</li><li>・ 市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況の確認、主担当機関の確認、支援方針の見直しなどを行う。</li></ul>
連絡調整	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）</li></ul>

### (2) 調整担当者に求められる専門性

児童福祉法施行規則第25条の28第2項に定める者を調整担当者にしてください。

毎年度、資格のある者の中から指名してください。

#### ア 知識

- ・ 要対協を構成する関係機関等だけでなく、その他の機関も含めて、全ての関係機関が持つ機能や権限、限界について
- ・ 要対協の各会議の意義や役割について
- ・ 要対協の進行管理台帳への登録の意義や進行管理の方法について

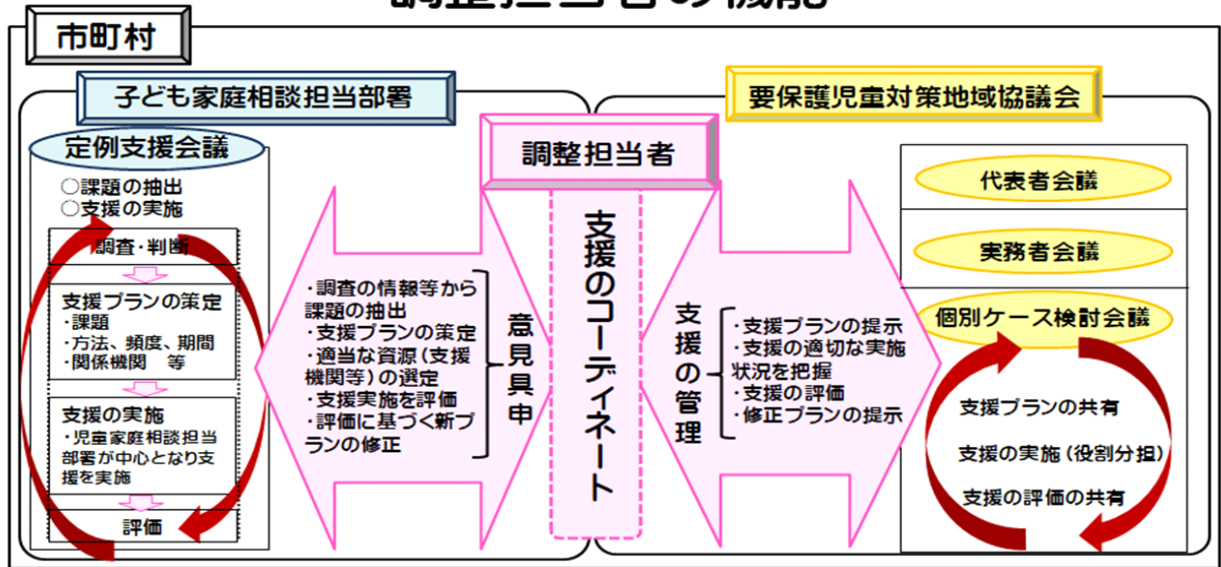
#### イ 技術

- ・ 児童相談所と適切に協働、連携、役割分担ができる。
- ・ 関係機関等の理解を得て協働できる。
- ・ 適切な時期に個別ケース検討会議を開催でき、その場で一致した方針と役割分担ができる。

#### ウ 態度

- ・ チーム内外の情報交換を頻繁に行う。
- ・ 他機関及びその職員の専門性を尊重し、信頼関係を構築できる。
- ・ 主担当がどの機関であるかにかかわらず、地域のケースマネジメントをする立場であることを自覚する。
- ・ 関係機関等が役割分担に基づいた支援が継続できるように関係者を支え、ねぎらう。

# 調整担当者の機能



## 6 関係機関の特徴と役割

要対協は分野の異なる多くの機関から構成されています。

組織により意思決定や判断の仕方には違いがあり、重きを置くポイントや同じ言葉を使用しても意味する内容が異なっている場合があります。

このため、「当然分かっているだろう」という認識のもとでやり取りをすると食い違いが出る可能性があります。

### \*POINT\* 【関係機関での連携】

- ・平易で明確な言葉でやり取りします。(専門用語は避けます。)
- ・共に事例検討を行ったり、実際の事例への関わりを振り返ったりするなどして相互に理解を深め、信頼関係を築きます。

### 【連携における留意点2】

- ・ 各会議において、相手の立場を理解すること
- ・ 前向きに議論する姿勢をもつこと
- ・ 意見は述べるが、批判はしないという基本姿勢を持つこと
- ・ 他機関に大きな期待を寄せすぎないこと
- ・ いたわり、ねぎらいの気持ちを忘れないこと

【関係機関のできること・できないこと】

関係機関名	できること等（具体例示）	できないこと等
子ども家庭相談 担当部署	《通告受理機関》 ・受理会議、定例支援会議等の実施 ・必要な調査、助言指導、関係機関との連絡調整 ・支援策の検討等（ケースワーク） 《行政サービス》 ・地域資源の提供（調整や連携） 《児童相談所との連携》 ・通知、送致 ・情報共有 ・相談、連携 《地域とのつながり》 ・子ども福祉・保健・教育の推進	
家庭児童相談室 (福祉事務所)	《相談の受理》 ・来所、電話相談 ・面接や家庭訪問等で本人から情報収集・ニーズ発見 《関係機関との連携》 ・各種会議への参加（協議会など）	・子どもの保護や措置 に関すること
市町村保健 センター	《虐待の予防、早期発見》 《家庭への働きかけ》 ・家庭訪問（調査、助言、指導） ・専門的支援 ・他機関との連絡調整（支援策の共有） 《地域とのつながり》 ・住民教育 ・保健サービスの提供	
児童相談所	《通告受理機関》 ・子ども虐待 ・その他の児童通告 《相談活動》 ・子どもに関する相談 ・社会調査、各種診断 ・子どもの保護・措置 《市町村への支援》	・長期的な経過観察 ・調査以外の家庭訪問 ・保護者の同意のない 措置
保育所・幼稚園	《子どもの心身の健全発達》 ・栄養に配慮した食事の提供 《虐待の発見、通告》 《見守り》 ・親子の関係性観察、子どもの安全や健康状態の確認 《育児支援》 ・親の育児不安の軽減 ・送迎の際には保護者と話をする機会があり、保護者支援もできる。 ・親交流、学習の場の提供 《地域との連帯》	・来所、来園しないと支 援が困難 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;">                         保育所への入所に                          当たっては、保護者                          の就労だけでなく、                          病気や妊娠等を理由                          に預けることもでき                          ます。                     </div>



関係機関名	できること等 (具体例示)	できないこと等
学 校	《虐待の発見、通告》 《見守り》 ・子どもの学習支援、状態把握、心身の健全発達 《家庭への働きかけ》 ・家庭訪問 (家庭環境把握)	・登校しないと支援が困難 ・福祉や保健機関との連携経験が少ない
主任児童委員 民生・児童委員	《地域での見守り》 ・地域のアンテナ役 ・地域での虐待 (支援対象児童等を含む) 発見、通告 ・情報収集と提供 ・子どもや家庭の状況確認、支援	・訪問、面談以外のメニューが少ない ・拒否的な家庭への関わりが困難
少年補導 (育成) センター	《相談活動》 ・問題行動等の相談、指導 (来所、電話) ・学校、家庭等と連携し本人と面接 《地域活動》 ・非行の防止や住民への啓発等 ・地域の巡回	・子どもの保護や措置に関すること
医療機関	《虐待の発見、通告》 ・検査、診断、告知、記録	・来院しないと発見が困難
子育て支援 センター	《養育支援》 ・地域での子育て支援 (親交流、学習の場の提供、育児不安の軽減) 《虐待リスクの発見、通告》	・来所しないと支援が困難
警 察	《地域活動》 ・少年非行の防止 (非行相談・指導) ・地域の安全確保 《虐待等への対応》 ・要保護児童の安全確保 ・子どもへの面接 ・児童相談所への通告 ・虐待が疑われる保護者の取調べ等・他機関との連携	・子どもを長時間保護できない。 ・事件が発生しないと虐待親を拘束できない。
弁護士	《様々な法的援助》 ・法的解釈やアドバイス	・法律業務以外のこと
児童家庭支援 センター	《相談活動》 ・来所、電話相談 ・関係機関との連絡調整 ・家庭訪問等で子どもや家庭状況の把握 《養育支援》 ・地域での子育て支援 ・家庭支援、育児不安の軽減 《虐待リスクの発見、通告》	・活動に地理的制約がある。
乳児院 児童養護施設	《子どもの安全な生活提供》 《子育て支援》 ・親子支援、健全発達保障 ・親子関係調整、家庭復帰支援	・他機関との連携経験が少ない。
県福祉保健所	《虐待の予防、発見》 ・通告受理機関 《地域支援》 ・市町村の福祉増進・相談 ・専門的支援	
療育福祉センター	《相談活動》 ・身体障害、知的障害、発達障害児等の相談、診療等の相談 《検査等》 ・各種検査、診療	・子どもの保護や措置に関すること
精神保健福祉 センター	《地域相談活動》 ・精神保健の推進、相談、診療等 ・家族支援	
女性相談支援 センター	《相談活動》 ・女性相談 ・DV被害相談 《啓発・保護》 ・女性の人権養護 ・母子の保護	・年長男児の保護

\* 「情報共有」と「役割分担」、その家庭が目指す「ゴール」を定め、共有することも重要です。

## 第4章 子ども家庭相談体制

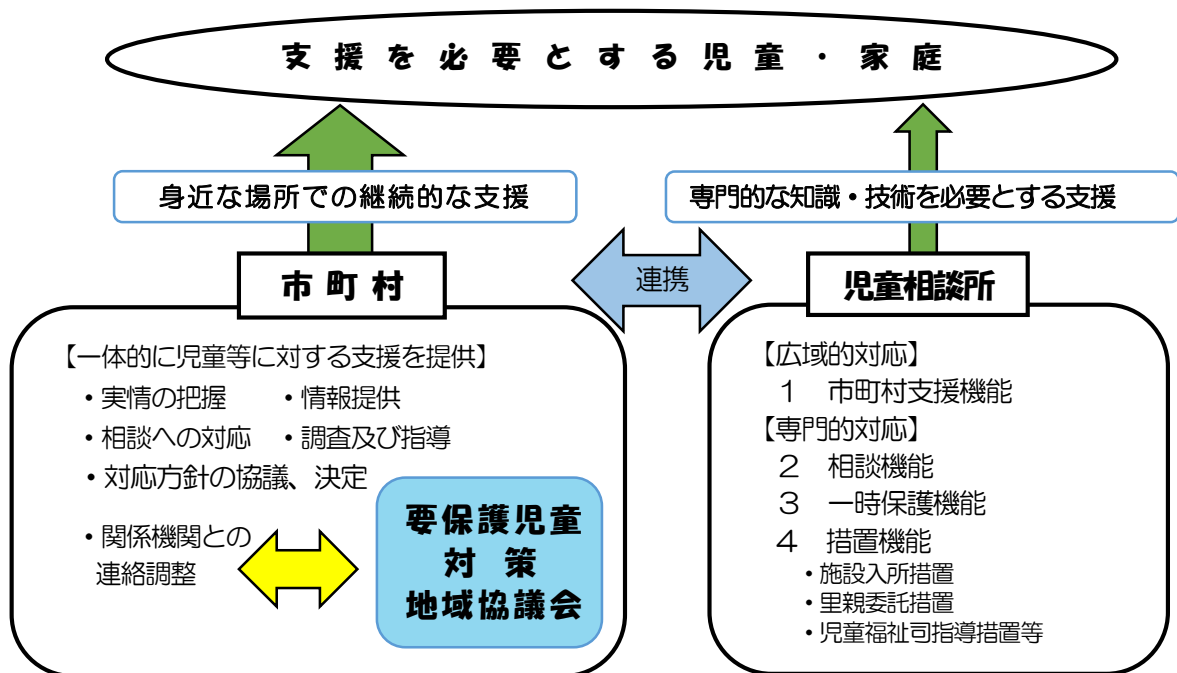
### 子ども家庭相談体制

#### 【児童相談における市町村の役割】

県内市町村は、基礎的な地方公共団体として、子ども虐待対応を含む子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行っています。また、子ども虐待の発生予防を図る役割があります。

一方、児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されている高知県の広域行政機関であり、子どもの福祉に関わる専門的な相談機関です。

身近な子育て相談へのニーズや子ども虐待通告は増大しており、市町村と児童相談所が連携し、それぞれの機能を生かし、役割を分担して児童家庭問題に対応していかなければなりません。



#### 【これまでの経緯】

平成16年に児童福祉法が改正され、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に法律で規定されました。また、要保護児童対策地域協議会の設置も可能となり住民に身近な地域での児童家庭相談体制の充実が図られました。

平成20年度からは虐待を受けたと思われる児童の安全確認が市町村に義務化され、児童家庭相談体制の充実が求められました。

平成28年の児童福祉法改正法では、市町村に妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」及び児童等に対する必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められました。また、市町村における要対協の調整機関に専門職を配置することとされ、配置された専門職員は、国が定める基準に適合する研修を受講しなければならなくなりました。

## 第1節 子ども家庭相談援助制度及び実施体制

### 1 子ども家庭相談における市町村の役割

市町村は、子ども家庭相談における以下の役割を担っています。

#### (1) 必要な人材の確保と育成

子ども福祉に関わる体制の整備と人材の確保・資質の向上について必要な措置を講じなければなりません。

#### (2) 子ども虐待の予防・早期発見

保健部門は、乳幼児健診や新生児訪問等の母子保健事業を実施しており、保健部門との連携は必須です。

- ・虐待予防を意識した支援活動を行う。
- ・虐待が危惧される家庭等、養育支援を必要とする家庭を早急に発見する。

#### (3) 相談・通告窓口等の地域住民等への周知

地域住民や関係機関等に対し、問題の早期段階での相談・通告等を促す必要があります。

- ・広報誌をはじめとする様々な方法・機会の活用
- ・市町村における相談援助活動の内容や相談窓口等についての周知
- ・学校などを通じた子どもへの周知

#### (4) 地域住民からの相談・通告

地域住民からの相談・通告について、児童相談所でもこれまでどおり対応します。

虐待をはじめとした情報の共有が必要な相談・通告は、児童相談所から市町村に情報提供します。

#### (5) 公的機関からの相談・通告

第一義的な通告先の周知

- ・学校・保育園などの公的機関からの相談・通告は、子ども家庭相談担当部署に行うこととしてください。(ただし、児童相談所による緊急対応が必要なものを除きます。)
- ・公的機関に対して、市町村の子ども家庭相談の窓口を明確にしておいてください。
- ・公的機関からの相談・通告が子ども家庭相談担当部署にされるようになるメリットとして、以下の二つが挙げられます。

- ① 情報連絡ルートの一元化
- ② 情報の集約化やケース把握の迅速化

#### (6) 夜間・休日の体制整備

夜間・休日対応の体制整備を行う必要があります。相談・通告を受けて適切な対応がとれるようにするためです。

- ・宿直・警備員から担当者への連絡体制を整備
- ・複数職員で適切な対応ができる体制
- ・関係者及び住民への周知

#### (7) 庁内連携

- ・虐待事例への対応は、当事者からの相談ではなく第三者からの通告からスタートすることが多くあります。そのため、地域住民の情報を多く持っている部署との連携を深めるため、日頃から子ども虐待問題への理解や対応手順等についての共通認識を持ってもらうことが重要です。

- ・福祉・保健・教育などの多くの児童に関わる部署に対し、子ども家庭相談に関する通知文書や研修案内を配布し、庁内説明会を実施するなど、情報共有と連携に努めてください。

#### (8) 通告を受けた場合の安全確認義務

- ・通告を受けた場合、速やかに子どもの状況把握をするとともに、安全確認のための必要な措置を講じなければなりません。

#### (9) 子ども家庭相談への主体的対応と児童相談所への支援要請

児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと及びこれらに付随する業務を行います。

- ・「子ども家庭相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの」  
⇒ 児童相談所の技術的援助・助言を求めなければなりません。

- ・「医学的・心理学的等の判定を必要とするもの」  
⇒ 児童相談所の判定を求めなければなりません。
- ・子ども家庭相談担当部署が子ども家庭相談に”主体的に”対応していくことで、組織内の多方面（福祉・保健・教育分野）から早期に支援が行えるようになるとともに、地域による継続した支援も可能となります。
- ・市町村のどの部署に相談が持ち込まれても、以下のシステム整備を図る必要があります。
  - ① 子ども家庭相談担当部署へ情報の集約
  - ② 要対協の活用
  - ③ 関係機関の連携による支援
- ・子ども家庭相談担当部署は、相談への対応を組織として判断して決定しなければなりません。

「自分たちの地域の子どもは自分たちで守る！」という意識を持ち、児童相談所が主担当機関のケースや施設入所中の児童に対しても、積極的に対応していくことが必要です。

## 2 子ども家庭相談の種別及び主な内容

- ・対象とする「子ども」は、児童福祉法に定める「18歳未満の者」です。  
ただし、市町村の支援は包括的かつ継続的な性格であるため、“柔軟に対応”する必要があります。
- ・市町村で対応する相談の種類は、子どもの福祉に係る各般の問題にわたります。
- ・児童相談所と市町村の相談種別は、同一です。（厚生労働省の統計区分（福祉行政報告例）に基づいているからです。） 相談の内容に応じて、子ども家庭相談担当部署が相談種別を区分します。

相談種別		内容
養護相談	児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに関する相談
	その他の相談	養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等）、迷子、親権を喪失・停止した親の子、養子縁組に関する相談
相談保健	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児ぜん息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害のある子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害のある子ども等に関する相談
	知的障害相談	知的障害のある子どもに関する相談
非行相談	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
育成相談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

### 3 子ども家庭相談・通告対応の流れ

子ども家庭相談は、「受付 ⇒ 受理会議 ⇒ 面接・調査 ⇒ 定例支援会議」を経て、大きく次の3つの流れに分けられます。

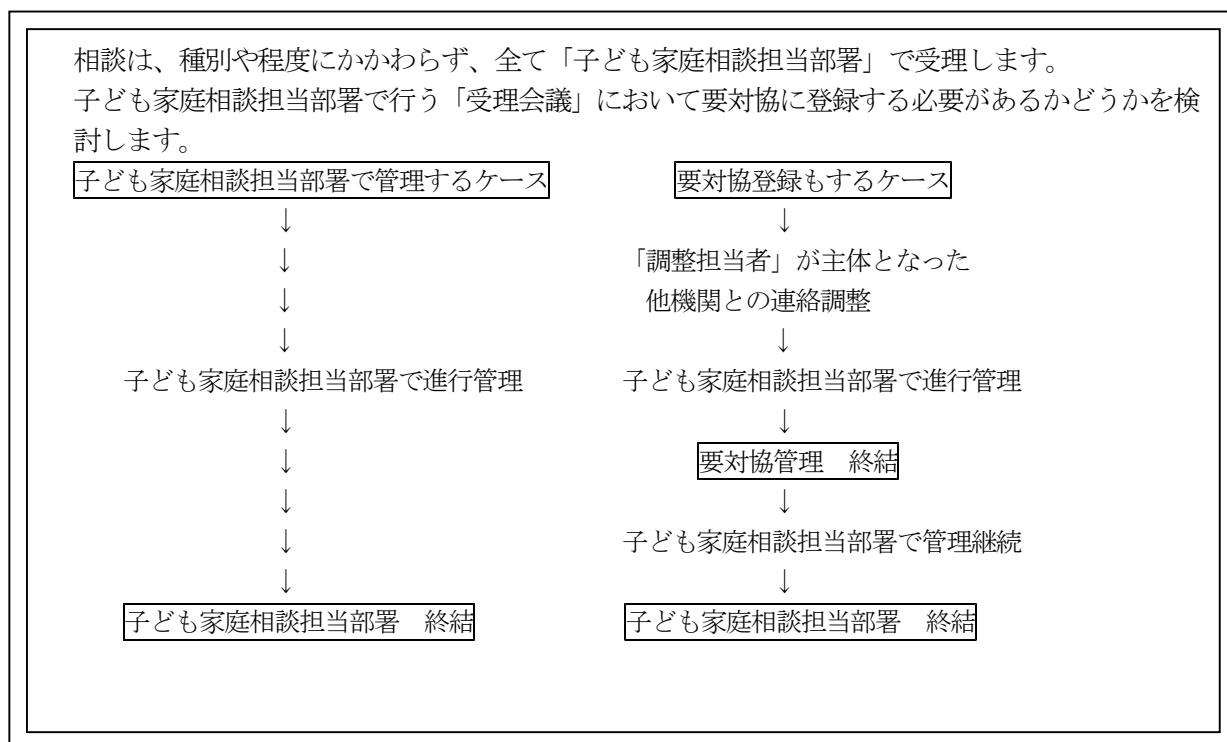
- ① 市町村で対応可能なケース（助言・継続指導を行う、又は他機関をあっせんするケース）
  - ・市町村の福祉・保健・教育相談機能により対応可能（保健相談や健全育成相談など）
  - ・他機関にあっせんすることで対応可能
- ② 要対協で協議するケース  
 （市町村で対応可能であるが、地域の関係機関で連携・協力が必要と考えられるケース）
  - ・児童相談所送致には至らない、虐待ケースを含む保護を要する児童を対象とするもの  
 ⇒ 地域の関係機関で情報を共有し、多面的な支援を行うこととなります。
- ③ 市町村で対応が困難なケース
  - ・緊急対応や専門的知識及び技術が必要なケース
  - ・法的権限の行使を検討しなければならないケース  
 ⇒ 児童相談所への送致協議を行います。

#### 【定例支援会議の目的と機能】

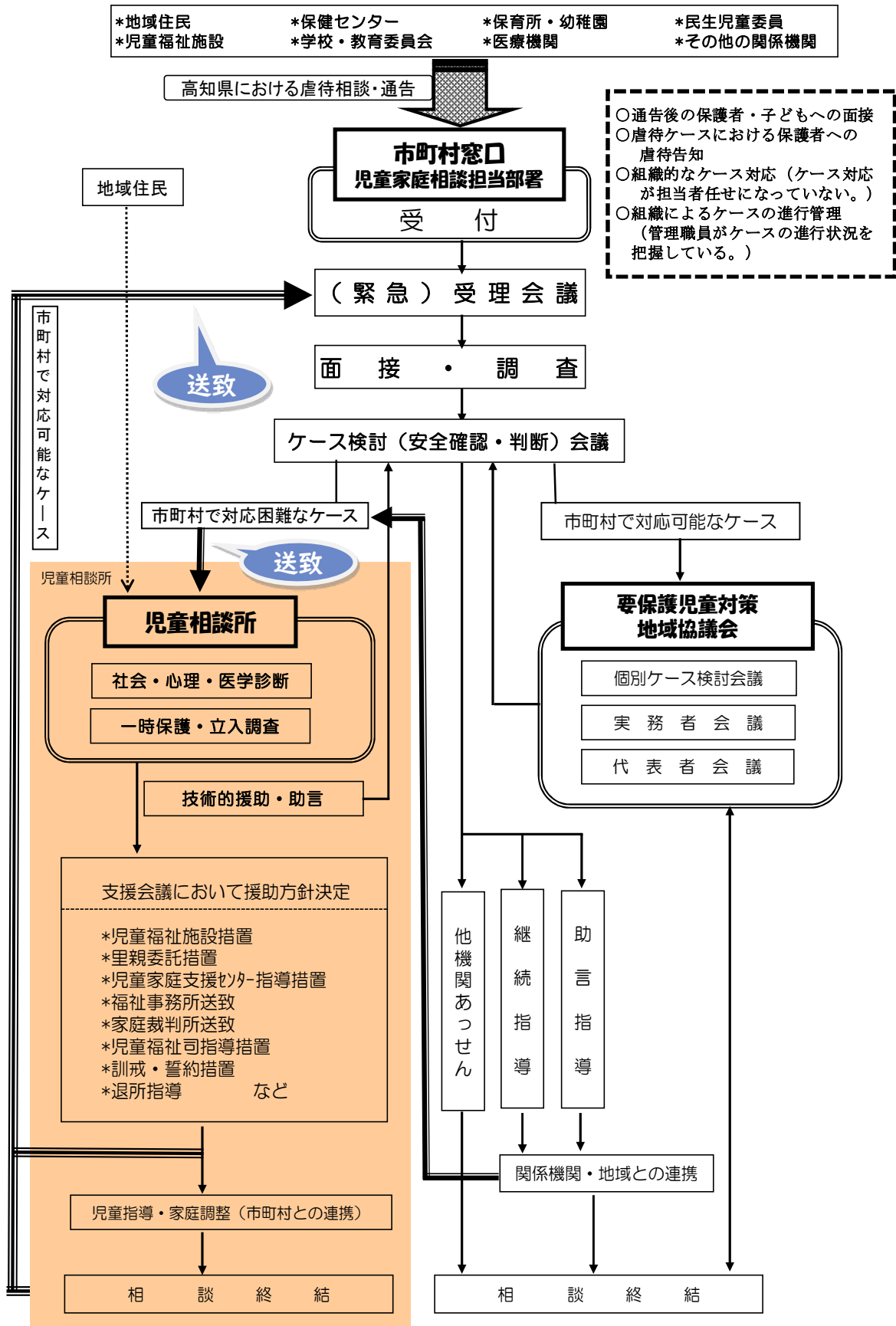
- ・目的：管理しているケースの進行管理を定期的（曜日や時間を設定する）に行い、抜かりのないよう、効果的な支援が行われているかどうか確認するために行う。
- ・機能：管理している全ケースについて、子どもや保護者、子どものリスク状況の共有と、その改善に向け、支援プランを組織決定する。

支援が効果的に実施されているかを定期的に評価し、具体的なケースの支援を決定する。

※支援プラン：個々のケースごとに具体的な支援の内容、方法、頻度、期間などを提示したもの



【高知県における児童虐待相談・通告のフロー図】



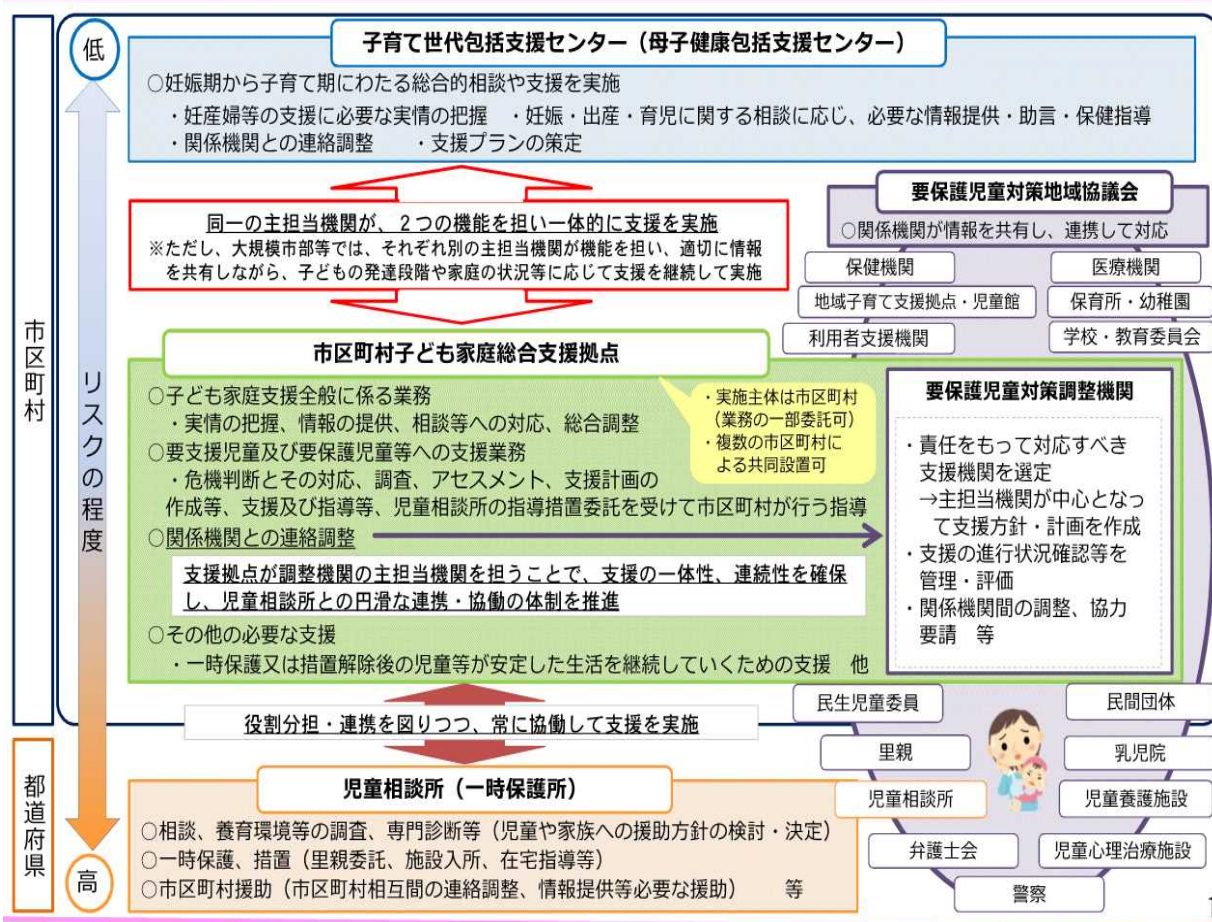
## 第2節 子ども家庭総合支援拠点の整備体制と業務

子どもの権利を擁護するため、市町村は、地域における子どもの福祉の支援に係わる業務を行うこととされています。

市町村には、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務の実施が求められています。

このため、市町村は、地域の資源や必要なサービスとを有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市町村子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」という。))の設置に努める、とされました。

### 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

### 第3節 児童相談所の役割と連携

児童相談所は、児童福祉法により設置されている児童福祉の専門行政機関であり、都道府県及び人口50万人以上の指定都市に設置義務があります。また、人口20万人以上の中核市も児童相談所を設置することができます。令和3年4月1日現在で全国に225か所児童相談所が設置されています。

高知県は、中央児童相談所（高知市）と幡多児童相談所（四万十市）の二つの児童相談所を設置しています。

#### 1 児童相談所の基本的機能

増大し深刻化する児童家庭問題に対応するため、まず市町村が主体的に対応し、専門的な相談や法的権限が必要な相談に児童相談所が対応するという両機関の役割分担が重要です。

児童相談所の機能や権限及びその限界を理解して、市町村で対応できるものと児童相談所に送致するものを判断してください。

##### (1) 児童相談所の基本的機能

児童相談所の主な機能は、市町村支援機能・相談機能・一時保護機能・措置機能の四つです。

###### ① 市町村支援機能

児童相談所は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行います。

具体的には、市町村職員への研修の実施及び法律の改正や先進事例の紹介、ケース処遇に対する助言などです。

###### ② 相談機能

児童相談所には、児童福祉司・児童心理司・医師・児童指導員・保育士・保健師等の職員がいるので、専門的な知識や技術を必要とする子どもの相談に応じることができます。

また、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴、発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助指針を定め、自ら関係機関等と連携し子どもの援助を行います。

###### ③ 一時保護機能

児童相談所長が必要と認める場合は、中央児童相談所の一時保護所、又は適当な者に委託して、子どもを一時的に保護すること（行政処分）ができます。

一時保護が行える場合は、おおむね以下のとおりです。

###### ア 緊急保護

- ・子どもに保護者又は宿所がないために緊急に子どもを保護する必要がある場合
- ・虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ・子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし又はそのおそれがある場合

###### イ アセスメント

- ・適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合

###### ④ 措置機能

ここで言う措置とは、児童福祉法において、県又は児童相談所が実施する行為（行政処分）を言います。その主なものは、以下のとおりです。

###### ア 児童福祉司指導措置等

- ・児童福祉司等による子どもや保護者への指導の実施や、保護者に訓戒を加え誓約書を提出させることができます。

###### イ 施設入所措置

- ・子どもを乳児院・児童養護施設等に入所させることができます。

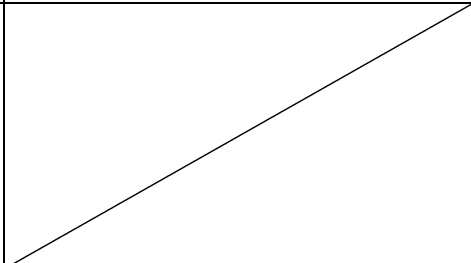
###### ウ 里親委託措置

- ・子どもを里親に委託することができます。



## 2 児童相談所の権限と虐待対応における限界

児童相談所は、職権により一時保護ができますが、2か月を超えて一時保護が必要な場合は、保護者の同意を得る必要がある等その権限に限界があります。以下に虐待対応における限界を記載します。

児童相談所の権限	虐待対応における限界
<p><b>① 職権による一時保護（児童福祉法第33条）</b></p> <p>児童の迅速な安全確保が必要な場合及び安全確保の上で調査を行う必要がある場合に児童相談所長は、保護者や児童本人の同意なしに一時保護を行うことができる。なお、一時保護の期間は、2か月を超えてはならない。</p>	<p>職権による一時保護の判断をするための情報が必要</p> <p>2か月を超えて一時保護が必要な場合は、保護者にその旨説明し同意を得る必要がある。保護者の同意が得られない場合は、家庭裁判所に一時保護延長申立てを行い、承認を受ける必要がある。</p>
<p><b>② 立入調査等（児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条）</b></p> <p>虐待が行われているおそれがあると認められる場合であつて、児童の安全確認が困難な場合や保護者に対して児童虐待の対応の措置を採るため知事が必要と認める場合に家庭等に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができる。職員等に児童の住居に臨検させ、又は児童を捜索させることができる。</p>	<p>臨検・捜索には、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状が必要</p>
<p><b>③ 家庭裁判所の承認による施設入所（児童福祉法第28条）</b></p> <p>虐待等により、保護者に児童を監護させることが著しく児童の福祉を害する場合、児童相談所が施設等に入所させることが適当と判断することがある。</p> <p>施設や里親の入所について、親権者又は未成年後見人が同意しない場合は、児童相談所長が家庭裁判所に承認審判の申立てを行うことができる。</p>	<p>家庭裁判所の承認を経て、施設等の入所をさせることができるが、法の効力は2年間のため、この間に親子の再統合など保護者に対する指導や支援、子どもとの面会交流等に努める必要がある。また、裁判所に却下された場合には、在宅支援を実施することになる。</p>
<p><b>④ 家庭裁判所への親権の喪失・停止宣告の請求（児童福祉法第33条の7）</b></p> <p>未成年後見人選任及び解任請求（児童福祉法第33条の8第1項、第33条の9）</p>	

## 第5章 子ども虐待予防

### 第1節 子ども虐待の要因

子ども虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。虐待する保護者には、経済不況等の世相の影響、あるいは少子化・核家族化の影響からくる未経験や未熟さ、育児知識や技術の不足、さらに、世代間連鎖等多岐にわたる背景がみられます。地域コミュニティ力の脆弱化、地域社会からの孤立や人的サポート力の弱さも重要な要因となっています。

リスク要因を多く有しているからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。虐待のおそれの有無を適切に判断するためには、リスク要因とともに、虐待を発生させることを防ぐ家族のストレス（強み）を意識してアセスメントすることが重要です。

リスク要因を早期から把握して支援につなぐことが虐待の発生予防となります。そのためには、子ども虐待はどこにでも起こりうるという認識を持ち、母子保健施策を充実させていくことも子どもの生命と人権を守り、子どもの健全な成長・発達を保障することにつながります。

#### 【虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点】

<b>1 保護者側のリスク要因</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠）</li><li>・ 若年の妊娠</li><li>・ 子どもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題行動が発生したことで胎児への受容に影響がある。子どもの長期入院など）</li><li>・ マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況</li><li>・ 性格が攻撃的・衝動的・あるいはパーソナリティの障害</li><li>・ 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等</li><li>・ 保護者の被虐待経験</li><li>・ 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足</li><li>・ 体罰容認などの暴力への親和性</li><li>・ 特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求</li><li>・ 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診</li><li>・ 飛び込み出産、医師や助産師の立会がない自宅等での出産</li><li>・ きょうだいへの虐待歴</li><li>・ 関係機関からの支援の拒否 など</li></ul>
<b>2 子ども側のリスク要因</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 乳児期の子ども</li><li>・ 未熟児</li><li>・ 障害児</li><li>・ 多胎児</li><li>・ 保護者にとって何らかの育てにくさのある子ども など</li></ul>
<b>3 養育環境のリスク要因</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済的に不安定な家庭</li><li>・ 親族や地域社会から孤立した家庭</li><li>・ 未婚を含むひとり親家庭</li><li>・ 子連れのリ hôn家庭</li><li>・ 内縁者や同居人がいる家庭</li><li>・ 転居を繰り返す家庭</li><li>・ 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し</li><li>・ 夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 など</li></ul>

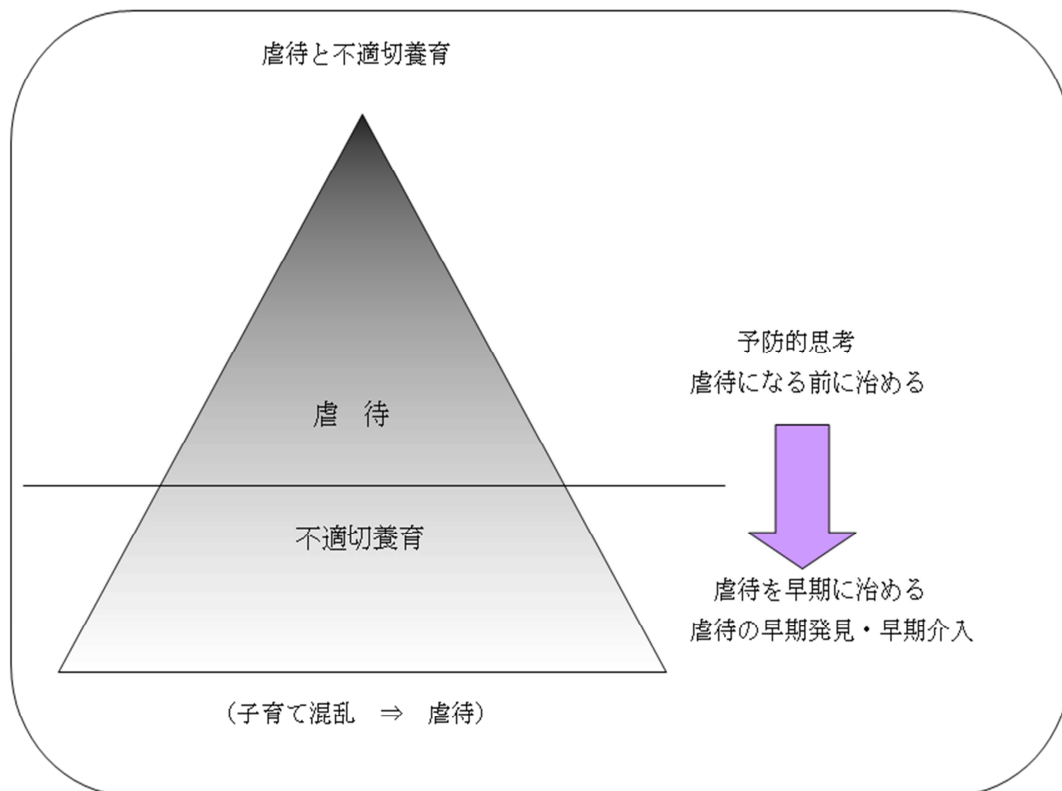
## 第2節 虐待発生予防への取組

子ども虐待は、

- 1 発生予防
  - 2 早期発見・早期対応
  - 3 子どもの保護や支援・保護者の支援
- の三つのステージに区分することができます。

虐待予防については、これまでも啓発活動が行われてきましたが、子ども虐待相談・通告件数は、年々増加しています。

「子ども虐待は、発生してからでは遅い。妊娠期の妊婦の喫煙・飲酒から虐待は始まっている。」などの意見もあります。



### 1 母子保健（子育て世代包括支援センター）の役割

子ども虐待を未然に防止するためには、妊娠期から支援を必要としている家庭の把握に努め、子育てに関する不安や負担、その背景にある課題を少なくするように積極的に取り組んでいかなければなりません。

このため、これまで様々な機関が個別に行ってきた支援について、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うワンストップ拠点」（地域の資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点）として、保健師等の保健・医療的視点と、子ども家庭相談担当部署（子ども家庭総合支援拠点）の行う子育て支援の連携をこれまでよりも一層深め、調整を図りながら、切れ目のない支援をしていかなければなりません。

このようなことから、同一の主担当機関がこれら二つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められており、おおむね令和2年度末までをめどに全国に設置を目指すこととされました。県内では、令和2年度末時点で、5自治体が二つの機能を担って設置しています。

	子育て世代包括支援センター	子ども家庭総合支援拠点
実施主体	市町村 ※設置目標（令和2年度末）	市町村 ※設置目標（令和4年度末）
対象	・管内に所在する全ての妊産婦及び乳幼児並びにその保護者	・管内に所在する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等
目的	・母子保健政策と子育て支援政策を切れ目なく提供する	・特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図ること
具体的業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること</li> <li>・妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと</li> <li>・支援プランを策定すること</li> <li>・保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援全般に係る業務</li> <li>・要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・その他の必要な支援</li> </ul> <p>* 妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める（子どもの社会的自立に至るまで）</p>

## 2 母子保健の役割と保健機関との連携

保健師は、母子保健法に加えて精神保健福祉法をもとに、管内全ての妊婦や育児中の親子と関わり、支援を必要とする児童・家庭に対応することが可能です。

改正された「母子保健法第5条」には、法の趣旨に添って関連事業を実施する際に「虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意する」ことが加えられました。（平成29年4月1日施行）

これまで、「母子健康手帳交付」や「妊婦健診」、「新生児訪問」、「乳児全戸訪問事業」、「乳幼児健康診査等」、妊娠期からの母子保健法に基づく事業が実施されてきました。

さらに、「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」の設置、「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」、「産婦健康診査事業」、「乳幼児健康診査」の未受診者の受診勧奨等が加わり、より切れ目のない支援に近づける体制が整いました。

母子保健事業の主体は、子どもと親の心身の健康状態を確認し、課題を未然に防ぐ一次予防です。

しかし、疾病や虐待等、身体医学的又は心理社会的リスクの早期発見機能（スクリーニング等）、要支援妊婦や課題のある親子の早期発見、早期対応を目指す二次予防、必要に応じ、保健・医療・福祉の緊密な有機的なネットワークによる虐待の悪化・再発防止を試みる三次予防の活動もあります。

平成28年には児童福祉法と母子保健法がそれぞれ改正されました。このことにより、法的にも、母子保健における子どもの健全育成と、児童福祉における子育て支援や虐待予防が、妊娠期、出産期、子育て期のライフステージで切れ目なく一体的に提供できることとなりました。保健機関とこれまで以上に連携しながら支援をすることが求められています。

## 3 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は妊娠届により交付されます。

妊婦と行政のファーストコンタクトの機会であり、母子保健法第9条において「妊娠、出産又は育児に関し相談に応じ、必要な指導及び助言」をすることとされています。

妊娠届時にアンケートによる調査を行い、妊婦の心配事や養育環境の把握に努め、周産期からの虐待予防を行います。

手帳交付時に把握することが推奨される情報（妊娠・出産、育児に伴うリスク要因等）は、国からの通知に詳細に例示されています。

この通知では、保健師や助産師等が、例を参考に、面接で妊婦の身体的・精神的・経済的状态等の把握に努めることを推奨しています。

この期間は、妊娠・出産によって顕在化されるであろう育児力の課題、夫婦間のもめ事、家族構造の変化に伴う様々な不安など、母となる女性が抱きやすい心理的問題や精神状態等を聞き取る好機です。妊婦の状況に応じて、母子保健サービス、各種子育て支援サービス、福祉制度も含めた支援につなげていく必要があります。

この機会を重視し、その後のスムーズな支援関係構築の入り口とし、出産後に子どもが安全に育つように虐待予防を視野に入れてアセスメントすることが期待されます。

#### 4 妊娠期におけるソーシャルワーク

児童福祉法第6条の3では、「産後において養育が困難になる可能性や虐待が生じる危険性が予測され、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要とされる妊婦」を特定妊婦と位置づけています。

特定妊婦は、若年（10代）、精神科の受診歴、予期しない妊娠、被虐待歴、経済的困窮、DVを受けているなど、複数のリスクが複雑に絡み合い、出産後の養育困難が妊娠中から懸念される状況にあります。母子保健部門の役割として、特定妊婦と判断される場合には、要対協に情報提供を行うと共に、その支援方針等について協議し、組織的な支援を行うこととされています。

このようにリスクの高い特定妊婦が、安全に出産し、安定して子育てを行うためには、母子保健を中心として特定妊婦を確実に把握する体制を整備し、出産後も一貫した切れ目のない支援を行うことが必要となります。

さらに、母子保健担当、医療機関、生活保護、入院助産、母子生活支援施設、女性相談所、障害福祉担当など、複数の関係機関が連携してニーズアセスメントを行い、出産後に必要な福祉施策に適切につなげられるよう、支援を展開する必要があります。

特に、虐待の発生予防の視点から、母子分離が必要と判断したケースについては、要対協において進行管理をすること、また、児童相談所との連携が必要です。

#### \*POINT\*

特定妊婦には往々にして、自らSOSを出したり、公的なサービスと繋がったりする発想や行動する力が乏しいという特徴が見られます。

繋がりが持てた時には、指導する姿勢ではなく、支援する気持ちで対応しましょう。

#### 5 乳幼児健診

乳幼児健診は子どもとその保護者に会える機会であり、疾病の早期発見の場としてだけでなく、養育状況を把握し、支援の必要性を見つけ検討する場でもあります。

#### 6 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。虐待の未然防止に繋がるものであり、以下の九つの事業があります。概要は以下のとおりです。

##### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートします。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図ります。

## (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

## (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、保護者が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が児童養護施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。

児童福祉法の改正により、令和2年4月1日から、事業を実施する際、子どもを里親等に市町村が直接委託することが可能となりました。市町村が里親に委託することにより、児童養護施設等が近隣にない地域においても、この事業が実施可となり、地域の子育て支援の資源として里親を活用できます。活用にあたっては、児童相談所と連携しながら対応してください。

## (5) ファミリー・サポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

## (6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

## (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師等が生後4か月までの乳児がいる家庭全てを訪問し、子育て情報の提供や、養育環境の把握を行うほか、養育相談に応じ、助言などの援助を行います。

## (8) 養育支援訪問事業

要支援児童等（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童とその保護者、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童とその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要な妊婦）の居宅において、保健師等が養育に関する相談、指導、助言等必要な支援を行います。

## (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

平成20年の「市町村家庭相談援助指針」改正により、出生前であっても、要保護児童として支援が見込まれるケースについては要対協の対象ケースとし、個別ケース検討会議を開催して出生後の対応を検討することとされました。

また、平成20年度の「児童福祉法」改正により、①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる「要支援児童」とその保護者を要対協の対象に加えること、②出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要な妊婦を「特定妊婦」として要対協の対象に加えることとなりました。

育児に不安を抱えることが予測される場合には要対協を活用し、妊娠期から地域の関係機関が情報を共有し適切な支援を行うこととなります。

## 7 要支援家庭を発見した場合の連携（母子保健担当部署の動き）

保健師等が以下のような事例を発見した場合、直ちに要対協の支援対象と捉え、家庭や地域での支援状況について確認することが必要です。また、電話、文書、家庭訪問等により受診等に結びつけることが大切です。

- ① 若年妊婦の事例や出産直前に母子健康手帳の交付を受けた事例
  - ② 保護者の心の問題や経済的困難などのためにリスクが高いと思われる事例について特に、
    - ・ 新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業で子どもに会えない家庭
    - ・ 乳幼児健康診査未受診家庭
- \*乳幼児健康診査未受診等の理由や背景は把握できたが、今後の支援や見守りが必要と判断される家庭
- ⇒ 市町村の子ども家庭相談担当部署に情報提供することが必要です。
- \*電話、文書、家庭訪問等の勧奨に応じず、家庭訪問をしても子どもに会えない場合
- ⇒ 市町村の子ども家庭相談担当部署に連絡し、要対協において関係機関で情報を共有します。

## 8 要保護児童対策地域協議会を活用した連携（子ども家庭相談担当部署の動き）

- (1) 安否が確認できない子どもや所在が確認できない家庭の情報
  - ・ 要対協で情報を共有して、安否確認のための取組を継続する必要があります。
  - ・ 市町村の保健活動の中で把握された要支援家庭についても、同協議会で情報を共有して支援方法を検討しなければなりません。
- (2) 就学時健康診断を受診しない家庭や、学齢に達しても就学しない家庭
  - ・ 学校や教育委員会が家庭訪問等を通じて状況の把握に努めています。
  - ・ 学校や教育委員会において子どもの所在が確認できない場合には、要対協で情報を共有し適切な対応がとれるようにする必要があります。

市町村では、以前から妊娠・乳幼児健康診査等を通じて医療機関との連携が図られていますが、今後は支援が必要な者への社会資源の情報提供や医療機関との連携へと、質の向上を図る意識的な取組が必要です。

さらに、日頃から市町村と医療機関の連携、医療機関同士の連携強化を図る活動が大切です。

## 【児童福祉法の主な改正】

平成16年改正
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要対協の法定化</li> <li>○ 市町村の役割の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は児童家庭相談に応じる（通告を受け対応する機関へ）。</li> </ul> </li> <li>○ 都道府県（児童相談所）の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的権限の行使や専門的知識及び技術を必要とするケースへの対応</li> <li>・市町村の後方支援</li> </ul> </li> </ul>
平成19年改正
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要対協の設置が努力義務化</li> <li>○ 児童家庭相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 児童虐待防止法改正法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けたと思われる児童の安全確認が市町村に義務化</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
平成20年改正
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要対協の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象を、子どもやその保護者、妊婦に拡大</li> <li>・調整機関に専門職の配置の努力義務が課される。</li> </ul> </li> </ul>
平成28年改正
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法の理念の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的な責任を負う」</li> <li>・「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」</li> </ul> </li> <li>○ 市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務が明確化</li> <li>○ 要対協の更なる機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「要保護児童」の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 18歳以上20歳未満の施設入所等の措置等が採られている者（延長者等）とその保護者</li> </ul> </li> <li>・調整担当者の配置の義務化</li> <li>・調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。</li> </ul> </li> <li>○ 市町村は、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならない。（児童福祉法第10条の2）</li> <li>○ 緊急性等がなければ、児童相談所から市町村へのケース送致が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「平成28年児童福祉法等改正法」（一連の対策の更なる強化を図るため成立） <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 子育て支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、代替養育の原則</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
* 令和元年改正（児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない。</li> </ul> </li> <li>○ 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センターとの連携協力を努める。（DV対策）</li> </ul> </li> </ul>

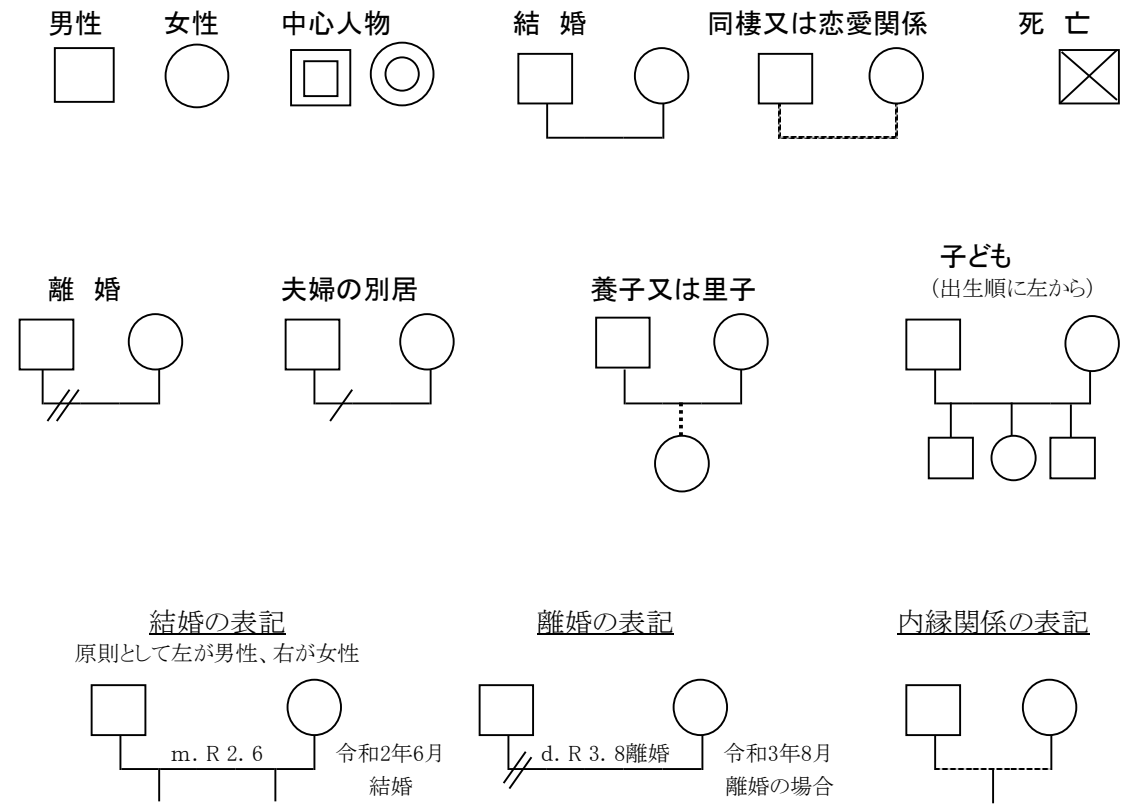


## 家系図（ジェノグラム）

原則として3世代程を遡る家族員（血縁でなくとも同居したり、家族との関係が深い人を含む。）の家系図を「ジェノグラム」と言います。

虐待が起こっている家庭は、家族構成等が複雑なことも少なくありませんが、「ジェノグラム」を作成すると家族関係が一目瞭然となり、問題を整理したり、家族の誰に働きかけたらよいか等の支援策を検討するのにも役立ちます。

### ジェノグラムで用いる記号



分かっている情報はできるだけ書きましょう。

